

# 山口県報

平成19年  
3月2日  
(金曜日)

## 目次

告示

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………一
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………二
- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定（厚政課）……………二
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）……………二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（三件）（厚政課）……………三
- 道路の区域の変更（道路整備課）……………四
- 道路の供用の開始（道路整備課）……………四
- 道路の位置の指定（建築指導課）……………四
- 公告
- 契約の締結（情報企画課）……………五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（二件）（県民生活課）……………五
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………六
- 平成十九年度前期技能検定試験の実施（労働政策課）……………六
- 平成十九年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施（労働政策課）……………九
- 土地改良区役員（届出）（農村整備課）……………〇
- 県営二島西地区経営体育成基盤整備事業計画書の縦覧（農村整備課）……………一
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………一

### 山口県告示第九十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成十九年三月二日から同年四月二日までの間、山口県南環境保健所及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関成

#### 一 申請者

名称 東ソー株式会社

住所 周南市開成町四五六〇番地

代表者の氏名 土屋 隆

#### 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

周南市開成町四五五番四八

#### 三 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設

#### 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃油

#### 五 申請年月日

平成十八年十月二十七日

### 山口県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関成

名	医
称	療
所	機
在	在
地	関
廃止年月日	二井 関成



氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業名	事業所所在地	事業の種類	廃止年月日
多田 良和	光市島田二丁目一番二二号	多田クリニツク	光市島田二丁目一番二二号	介護予防居宅療養管理指導	平成一八、三

山口県告示第百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業名	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社K・S トータルプランニング	防府市自力町三番二七号	自遊の街訪問看護ステーションつばさ	防府市自力町三番二七号	訪問看護	平成一九、二、一
医療法人社団 滴翠会	光市島田二丁目一番二二号	医療法人社団 滴翠会多田クリニツク	光市島田二丁目一番二二号	訪問看護	平成一九、一、一
有限会社ミセスヘルパー	宇部市大字西岐波五二二四の三	宅老所喜楽苑	宇部市大字西岐波五二二四の三	通所介護	平成一九、二、一
有限会社くろがねもち	熊毛郡田布施町大字麻郷奥二六〇	くろがねもちデイサービスセンター	熊毛郡田布施町中央南一八番九号	居宅療養管理指導	平成一九、一、一
株式会社夢のみずつみ社	山口市中央七	夢ハウス仁井令	防府市東仁井令町一番一七号	多機能型居宅介護	平成一九、二、一

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業名	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社K・S トータルプランニング	防府市自力町三番一七号	自遊の街小規模多機能ハウスマスヒタまり倶楽部	防府市自力町三番一七号	訪問看護	平成一九、二、一

山口県告示第百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業名	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社K・S トータルプランニング	防府市自力町三番一七号	自遊の街風の便り相談室	防府市自力町三番二七号	訪問看護	平成一九、二、一
有限会社岩国メデイカルサポート	岩国市南岩国町四丁目五七番二七号	有限会社岩国メデイカルサポート居宅介護支援事業所かえで	岩国市南岩国町四丁目五九番五二一號	訪問看護	平成一九、九、一
株式会社里	周南市大字夏切九五七	株式会社里	周南市大字夏切九五七	訪問看護	平成一九、二、一

山口県告示第百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業名	事業所所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社ミセスヘルパー	宇部市大字西岐波五二二四の三	有限会社ミセスヘルパー	宇部市大字西岐波五二二四の三	訪問看護	平成一九、一、一
有限会社ヨシヤ	山口市徳地堀一五二九の三	ヨシヤ徳地	山口市徳地堀一五二九の三	訪問看護	平成一九、四、一

社会福祉法人博愛会	防府市大字台道一六五五	防府あかり園在宅介護支援センター	防府市大字台道一六八四	介護予防訪問看護	平成一九	〃	〃
有限会社K・S・ランニング	〃 自力町三番二七号	自遊の街訪問看護ステーションつばさ	〃 自力町三番二七号	介護予防訪問看護	平成一九	〃	〃
医療法人社団 滴翠会	光市島田二丁目一番二二号	医療法人社団 滴翠会多田クリニック	光市島田一丁目一番二二号	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
有限会社ミセスヘルパー	宇部市大字西岐波五二二四の三	宅老所喜楽苑	宇部市大字西岐波五二二四の一	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
社会福祉法人紫雲会	萩市大字紫福六六〇六の一	紫福園デイサービスセンター	萩市大字紫福六六〇六の一	〃	平成二八	〃	〃
有限会社くろがねもち	熊毛郡田布施町大字麻郷奥二六〇	くろがねもちデイサービスセンター	熊毛郡田布施町中央南一八番九号	〃	平成一九	〃	〃
株式会社夢のみずつみ社	山口市中尾七八七の一	夢ハウス仁井令	防府市東仁井令町一番一七号	介護予防訪問看護	平成二八	〃	〃
有限会社K・S・ランニング	防府市自力町三番二七号	自遊の街小規模多機能八戸倶楽部	〃 自力町三番二七号	〃	平成一九	〃	〃

山口県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成十九年三月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道  
 路線名 下松鹿野線  
 道路の区域

区 間	旧 別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
周南市大字須々万本郷字新川二二〇の二地先から同大字字郷田四八七の二地先まで	最狭 一・二・〇 四八・二〇	最狭 一・七・〇 一六・〇二	二・三・〇 二六・〇五	八二・五	一般国道四三 号の道路の区域 (重用)
周南市大字須々万本郷字郷田四八七の二地先から同大字字小井手六七四の二地先まで	最狭 一・二・〇 四八・二〇	最狭 一・七・〇 一六・〇二	二・三・〇 二六・〇五	八二・五	道路改良工 事による
周南市大字須々万本郷字新川二二〇の二地先から同大字字小井手六七四の二地先まで	最狭 一・二・〇 四八・二〇	最狭 一・七・〇 一六・〇二	二・三・〇 二六・〇五	八二・五	道路改良工 事による

山口県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成十九年三月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。  
 平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 下松鹿野線	周南市大字須々万本郷字新川二二〇の二地先から同大字字小井手六七四の二地先まで	平成十九年三月三日

山口県告示第百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字小野田字一ノするめ田四七四八の二の二一及び四七四八の二地先並びに字下ノ前四八三七の三、四八三八の四、四八三八の五、四八三九の二、四八四三の二、四八四三の五及び四八三九の二地先	四・〇〇五・〇	五二・五	二二四・四八



(九五) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
共用多機能端末機システム貸借業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十九年一月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額  
一億二千九十五万五千九百四十五円
- 七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(九六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年三月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口県アクティブシニア協会

代表者の氏名 内山 實

主たる事務所の所在地 周南市児玉町二丁目五番一―四〇三号

(九七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年四月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年二月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名称 特定非営利活動法人デイサービスクローバー  
 代表者の氏名 東上 佳代  
 主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字久賀四六〇二番地

(九八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年十月二十日山口県公告(五四二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年三月二日から同年四月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号

二 意見の概要

特に配慮を求め事項はない。

(九九) 平成十九年度前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成十九年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関 成

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。  
 1 一級及び二級の技能検定

建設機械整備	鉄道車両製造・整備	産業車両整備	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	仕上	工場板金	建築板金	鉄工	金属プレス加工	放電加工	機械加工	金属熱処理	造園	園芸装飾	職種	
建設機械整備	機器装 内部装 配管装 電気装	産業車両整備	配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	コールドチャンネルダイカスト	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	内外装板金 ダクト板金	製缶 構造物鉄工	金属プレス	数値制御形彫り放電加工 ワイヤ放電加工	数値制御旋盤 数値制御フライス盤 マシンニングセンタ	普通旋盤 フライス盤 平面研削盤 ホブ盤	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理	造園工事	室内園芸装飾	試験科目

婦人子供服製造	家具製作	建具製作	印刷	プラスチック成形	石材施工	とび	左官	タイル張り	畳製作	防水施工	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	サッシ施工	化学分析	表具装	塗装	広告美術仕上げ	フラワー装飾
婦人子供注文服製作	家具手加工	木製建具手加工	オフセット印刷	射出成形	石張り	とび	左官	タイル張り	畳製作	ウレタン系塗膜防水工事 アクリル系塗膜防水工事 シリコン系防水工事 FRP防水工事 プラスチック系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	保温保冷工事	ビル用サッシ施工	化学分析	表具装	建築塗装 金属塗装	広告面ベイント仕上げ 広告面粘着シート仕上げ	フラワー装飾	

職 種	3 単一等級の技能検定	フラワー装飾	塗装	内装仕上げ施工	左官	とび	電子機器組立て	機械保全	仕上げ	工場板金	建築板金	機械加工	金属熱処理	造園	園芸装飾	職 種	2 三級の技能検定
		フラワー装飾	金属塗装	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	左官	とび	電子機器組立て	機械系保全	機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	内外装板金	マシニングセンタ 数値制御旋盤 平面研削盤 フライス盤 普通旋盤 高周波・浸炭窒化・窒化処理 一般熱処理	造園工事	室内園芸装飾	試験 科目		
試験 科目																	

産業洗淨	職 種	3 単一等級の技能検定	金属熱処理	園芸装飾 造園 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラ ワー装飾	職 種	実施期 日
			平成十九年八月二十六日 (日曜日)	金属熱処理	園芸装飾 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立 て 鉄道車両製造・整備 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 表 装 フラワー装飾	職 種
						平成十九年九月九日 (日曜日)
						平成十九年九月二日 (日曜日)
						平成十九年八月二十六日 (日曜日)

路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカーク工
産 業 洗 淨	高压洗淨

(一) 試験の方法  
 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。  
 二 試験の期日  
 (一) 実技試験  
 平成十九年六月十一日(月曜日)から同年九月十六日(日曜日)までの間におい  
 て山口県職業能力開発協会が指定する日  
 (二) 学科試験  
 1 一級及び二級の技能検定

路面標示施工	平成十九年九月九日 (日曜日)
試験の場所	山口県職業能力開発協会が指定する場所
受検資格	四 受検資格 (一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定する者であること。 (二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。 (三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。 (四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。
受検申請書の受付期間	五 受検申請書の受付期間 平成十九年四月三日(火曜日)から同月十三日(金曜日)まで(郵送の場合は、四月十三日までの消印のあるものは、有効とする。) 六 受検申請書の提出先 山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四) 山口県職業能力開発協会
提出書類	七 提出書類 (一) 受検申請書 (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けよとする者にあつては、その資格を証する書面
受検手数料	八 受検手数料 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。 (一) 学科試験にあつては、三千百円 (二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額 1 一級及び二級の技能検定
職 種	手 数 料
婦人子供服製造	一万三千元



園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 木工 建築板金 工場板金 仕上げ ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 印刷 業車両整備 鉄道車両製造 整備 建設機械整備 家具製作 建具製作 産 プラスチック成形 石材施工 サッシ施工 左官 タイル張り 畳製作 防水施工 内 仕上げ施工 熱絶縁施工 塗装 塗装 広告美術仕 装 仕上げ 装飾	手 数 料 一 万 五 千 七 百 円
---	--

園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾	手 数 料 一 万 五 百 円
--	--------------------------------------

園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 全 電子機器組立て 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾	手 数 料 一 万 五 千 七 百 円
--	--

路面標示施工 産業洗浄	手 数 料 一 万 五 千 七 百 円
----------------	--

九 問題の公表  
実技試験の問題は、平成十九年六月四日(月曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等  
(一) 合格者の発表は、三級の技能検定(金属熱処理に係るものを除く。)にあつては平成十九年八月二十八日(火曜日)、その他の技能検定にあつては同年十月十日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。  
(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他  
(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、

公共職業安定所、高等産業技術学校又は職業能力開発促進センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。  
(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(二〇〇) 平成十九年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施  
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成十九年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験を次のとおり実施します。  
平成十九年三月二日  
山口県知事 二井 関 成

一 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定の実施職種及び試験の方法  
(一) 実施職種  
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(二) 試験の方法  
(一) に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。  
二 試験の期日  
山口県職業能力開発協会が指定する日  
三 試験の場所  
山口県職業能力開発協会が指定する場所  
四 受検資格  
(一) 随時実施三級の技能検定  
受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者である

こと。  
 (一) 基礎一級及び基礎二級の技能検定  
 法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十四条の五に規定する者であること。

五 受検申請書の受付  
 随時受け付ける。

六 受検申請書の提出先  
 山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四)  
 山口県職業能力開発協会

七 提出書類  
 (一) 随時実施三級の技能検定  
 受検申請書及び基礎一級又は基礎二級技能検定の合格証書の写し  
 (二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定  
 受検申請書

八 受検手数料  
 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。  
 (一) 学科試験にあつては、三千百円  
 (二) 実技試験にあつては、次の1の表及び2の表の上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職	種	手数料
機械検査 婦人子供服製造		八千七百円
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ加工 ダイカスト 建築板金 工場板金 組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 電子機器 ニット製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 印刷 製本 プラスチック成形 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき ハム・ソーセージ・ベーコン製造 スチック成形 強化プラスチック 建築大工 かわらぶき とび左官 タイル張り 配管型枠施工 鉄筋施工 ウェルポイント施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 工業包装	一万五百円	

2 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)並びに基礎一級及び基礎二級の技能検定

職	種	手数料
機械検査 婦人子供服製造		一万三千元
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ加工 ダイカスト 建築板金 工場板金 組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 電子機器 ニット製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 印刷 製本 プラスチック成形 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき ハム・ソーセージ・ベーコン製造 スチック成形 強化プラスチック 建築大工 かわらぶき とび左官 タイル張り 配管型枠施工 鉄筋施工 ウェルポイント施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 工業包装	一万五千七百円	

九 問題の通知  
 実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者あて通知する。  
 十 合格者の発表等  
 (一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。  
 (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けよとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他  
 (一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎一級及び基礎二級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。  
 (二) 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二一八六四六)にすること。

(二〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。  
 平成十九年三月二日  
 山口県知事 二井 関成  
 就任した役員

土地改良区の名称  
 萩市三見土地改良区  
 理事の別氏名住所

理 事	三村 至宏	萩市三見二六六八
"	三村久米洋	" 二五三六
"	奥富 輝之	" 二二六四
"	横田 憲典	" 三〇二七の二
"	阿武耕三郎	" 七四八
"	吉村 剛	" 一八七二
"	松尾 賢次	" 五二九
監 事	川辺 伊輔	" 二四八五
"	森田 重遠	" 二六三五

(一〇二) 県営二島西地区経営体育成基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営二島西地区経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営二島西地区経営体育成基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年三月五日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一〇三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年三月二日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市宮ノ下町  
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 光市大字浅江一三三八番地の一  
 株式会社コウケンプロダクツ

平成十九年三月二日印刷  
平成十九年三月二日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）